

2009年12月22日
郵便事業株式会社

心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告について

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一）は、総務大臣から、平成20年12月26日、心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に対して当社が講じた対策等について、平成21年3月末から3月毎に1年間報告するよう求められており、本日、報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、再発防止策を確実に実施し、制度の適正運営の確立及び定着を図ることにより、サービスの向上とお客様の信頼回復に努めてまいります。

報告の概要は、次のとおりです。

1 前回の報告後における措置状況

前回の報告（平成21年9月30日）において、公共機関発行の証明書の再提出要請に対し未提出の刊行物が1件ありましたが、引き続き公共機関において発行審査中となっています。

なお、前回報告後、承認取消しが2件、廃刊届提出が3件あったことにより、12月21日時点における心身障がい者用低料第三種郵便物の対象刊行物の件数は、178件となっています。

2 再発防止策の定着状況及び追加対策の実施状況

(1) 本年3月及び6月に実施した再発防止策及び本年7月以降に実施した追加対策については、いずれも目的どおり実施されています。

なお、前回報告において検討予定としていた事項（公共機関発行の証明書の発行基準について関係省庁との共通認識の形成及び定期刊行物の発行団体の名称変更の場合における公共機関発行の証明書の提出）については、総務省、厚生労働省及び当社の三者による「心身障がい者用低料第三種郵便物関係機関連絡会」における議論の対象としていただく予定です。

(2) また、本年10月30日付けで会計検査院から当社に対し是正改善の処置を求められ、及び意見が表示された事項^{*}については、必要に応じて関係機関連絡会における議論を踏まえつつ、必要な周知徹底と確実な実施を図るため、来年3月末を目途に所要の事務手続を整備する予定です。

※「第三種郵便物差出票の送付、見本等を提出していない発行人に対する催告、差出承認の確認等の事務手続が遵守されているかを確認する相互牽制の事務手続を業務の過程に組み込むような規定を定めることなどにより事務手続の遵守の徹底を図ること」（是正改善の処置を求めるもの）及び「（定期刊行物）協会が発行する定期刊行物に対する定期調査等及び日刊新聞の見本調査の実施に必要な事務手続を明確に規定すること」（意見を表示するもの）

3 民事請求の状況

(1) 現在、請求額（当社が本来収納すべき料金額と既に支払われた料金額との差額に相当する額）算出の精緻化作業を行うとともに、既に請求している企業以外で法的責任が認められる複数の企業に対し、請求に向けた事情聴取等を継続しているところです。

前回の報告後、本年 10 月に 2 件の事案につき計約 0.2 億円の支払を受けたことから、現在までに支払を受けた金額は、総額約 7 億円となっています。

また、本年 12 月 22 日、法的責任が認められる企業等に対し、民事訴訟を提起しました（請求総額約 12.6 億円）。

(2) 今後、請求に応じない請求先に対する法的措置を行うとともに、引き続き、事実関係の判明状況及び事情聴取等により、法的責任が認められる企業を明らかにし、請求を実施していく予定です。

以 上